

◎新潟県告示第1178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年8月8日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

上越都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 上越都市計画市街化区域

ア 追加する部分

上越市大貫4丁目の一部

イ 削除する部分

なし

(2) 上越都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

上越市大貫4丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成26年8月8日

至 平成26年8月22日

(2) 場所

ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）

上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。